

相続人以外の者の貢献を考慮するための方策(特別の寄与)

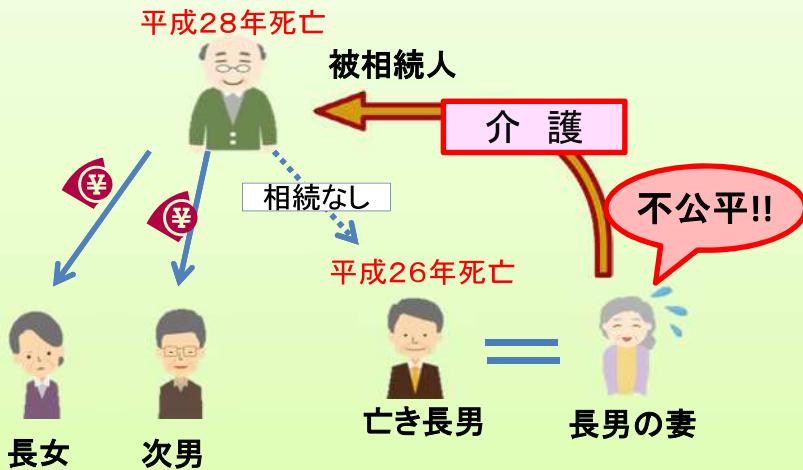
1. 見直しのポイント

相続人以外の親族が、被相続人の療養看護等を行った場合、一定の要件のもとで、相続人に対して金銭の支払を請求することができるとしている。

2. 現行制度

相続人以外の者は、被相続人の介護に尽くしても、相続財産を取得することができない。

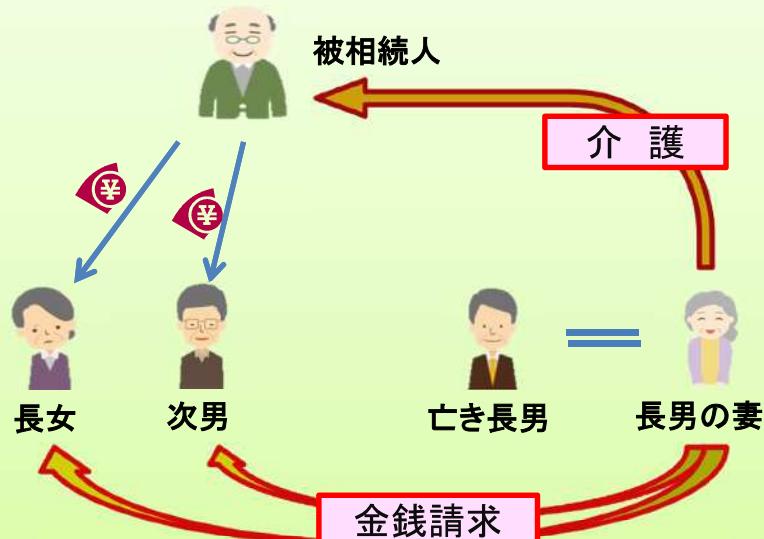
例：亡き長男の妻が、被相続人の介護をしていた場合



- 被相続人が死亡した場合、相続人（長女・次男）は、被相続人の介護を全く行っていなかったとしても、相続財産を取得することができる。
- 他方、長男の妻は、どんなに被相続人の介護に尽くしても、相続人ではないため、被相続人の死亡に際し、相続財産の分配にあずかれない。

3. 制度導入のメリット

相続開始後、長男の妻は、相続人（長女・次男）に対して、金銭の請求をすることができる。
→ 介護等の貢献に報いることができ、実質的公平が図られる。



※ 遺産分割の手續が過度に複雑にならないように、遺産分割は、現行法と同様、相続人（長女・次男）だけで行うこととしつつ、相続人に対する金銭請求を認めることとしたもの。